

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

当町のハザードマップによると、利根川が氾濫した場合、当会が立地する地域までの浸水被害はないとされているが、小売業者等の多くが集積している商店街等の市街化地域においては3m前後の浸水被害が予想されている。また、利根川沿いの多くの地域では5mを超える浸水被害が予想されており、利根川沿い地域の浸水リスクは大きいものとなっている。

(2) 土砂災害

当町のハザードマップによると、神崎本宿地区や大貫地区などが土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている。土砂災害特別警戒区域の指定地域が小売業者等の集積している商店街等の地域ではないことから、影響は少ないと予想されている。

(3) 地震

当町のハザードマップによると、千葉県想定する地震としては、近い将来大きな影響を及ぼす可能性が高い地震として「東京湾北部を震源」又は「千葉県北西部直下を震源」とするマグニチュード7.3の地震とされている。神崎町でこのような地震が発生した場合、最大で震度6強の揺れが発生し、家屋の倒壊や電気・ガス・上下水道等の生活インフラの被害が多数発生することが想定されている。また、避難路となる道路も陥没するなど避難や物資輸送に大きな支障をきたすことも想定されている。また、平成23年3月の東日本大震災では、当町において最大震度5強の揺れが発生し、神崎神宿・松崎地域を中心に町内各所で液状化による甚大な被害が発生した。

(4) その他

令和元年台風15号では、暴風と豪雨により、町内全域において家屋や農業施設などに甚大な被害を及ぼした。加えて、長期に渡る停電に伴い設備の稼働停止や事業活動の停滞に起因する経済損失が拡大した。

(5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2 商工業者の状況（令和7年9月1日現在）

- ① 商工業者数 176人（出典：令和3年度経済センサス活動調査）
- ② 小規模事業者数 146人（出典：令和3年度経済センサス活動調査）

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	24	23	町内に広く分散している
製造業	33	22	南部工業団地に多い
卸売業	8	6	商店街に多い
小売業	35	25	商店街に多い
飲食業	16	13	町内に広く分散している
サービス業	28	27	町内に広く分散している
教育・学習支援業	8	7	商店街に多い
医療・福祉業	5	5	町内に点在している
その他	19	18	町内に広く分散している
合 計	176	146	

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

① 神崎町地域防災計画の策定

当町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、防災関係機関がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「神崎町地域防災計画（地震編、風水害編及び大規模事故等災害編で構成）」を神崎町防災会議が策定している。

② 防災訓練の実施

当町では、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や個別訓練（自主防災組織訓練等）を毎年度実施している。

③ 防災備品の備蓄

当町では、町民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、食料・生活必需品等の備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備に努めている。

④ 防災備蓄施設の整備等

災害時における災害応急対応を円滑に行うための防災備蓄倉庫の整備や防災用資機材等の備蓄に努めている。

⑤ 神崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザなどの感染症が神崎町で発生した場合に、迅速かつ総合的に対策を推進するために設置されている。

(2) 当会の取組

- ① 事業継続計画（以下「BCP※」という）に関する各種施策の周知
- ② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ④ 日本政策金融公庫や県・町などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑤ 国、県及び町が行った商工業関係被害状況調査への協力

※BCPとは、事業継続計画（Business Continuity Plan）の略称で、災害などの危機的状況に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようしておくための戦略を記述した計画書のこと。

II 課題

- 1 当町の防災計画では、総則において「防災関係機関等の処理すべき事務又は大綱」に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は生活必需品、復旧資材等防災関係物資の供給、危険物の保安及び被災企業等の復興についての記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当町と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。

また、感染症対策において、地区小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要となっている。

- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 BCPを策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCPの作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当町と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 3 BCP策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員(経営指導員等)による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCPを策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年3月に神崎町商工会危機管理規程及び危機管理マニュアルを策定
令和2年3月30日より規程及び管理マニュアルに基づき取組を行っている。

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ③ 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ④ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ⑤ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み(策定

したBCPの遂行)を支援する。

- ② BCP策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会(構成員:当町担当者、当会正副会長)を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCPへの取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害(マグニチュード7の地震等)が発生したと仮定し、当町と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当町主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧

備品名	数量	備品名	数量
携帯充電用備品	1	ヘルメット	4
ブルーシート	10	クーラーボックス	1
土のう袋	10	飲料水	10
簡易トイレ	1	消毒用品	10
トイレットペーパー	10	養生テープ	10

※上記防災備品は本計画期間中(令和8年度から令和12年度)に購入する。

(7) その他

重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)は当町と当会で共有する。
- ③ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ④ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神崎町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
- (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
- (ウ) 家族が被災した場合、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区・区分名	役職名	人数	応急対策の内容
本宿1・2・3	理事	3人	大まかな被害状況の把握等
本宿4・神宿・小松	理事	3人	〃
本宿5・今・高谷・郡・大貫	理事	3人	〃
松崎・向谷・並木・古原・植房・藤の台	理事	3人	〃
武田・新・毛成・立野・成城台・四季の丘	理事	3人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当町と当会で共有する。

(神崎町と神崎町商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない

※ 連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

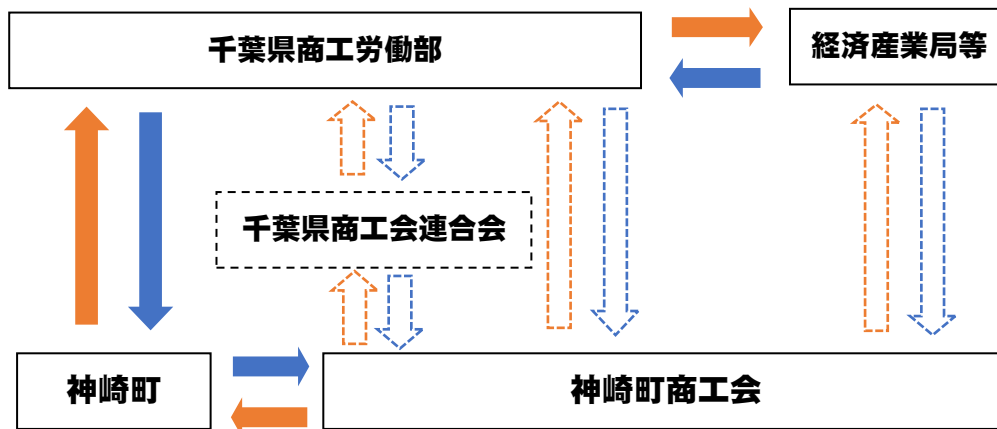
④ 神崎町と神崎町商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※ 電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当町及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。(※役員は被災地域以外の者とする。)

(3) 当町と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実

訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員 1 名 班員：役員 1 名、職員 1 名

(※役員は被災地域以外の者とする。)

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当町と当会が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

(5) 感染症流行時

感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

- (1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- (2) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (3) ブルーシート等を配布する。
- (4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について神崎町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (6) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）を地区内小規模事業者等へ周知する。
- (8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）の説明会及び個別相談会を開催する。
- (9) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が小規模事業者持続化補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

感染症流行時の際の当会の対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。

② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

（注）前記Ⅱの1の（6）の主な防災備品購入一覧に記載のとおり

(2) 流行時の対策

① 当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。

② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。

③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。

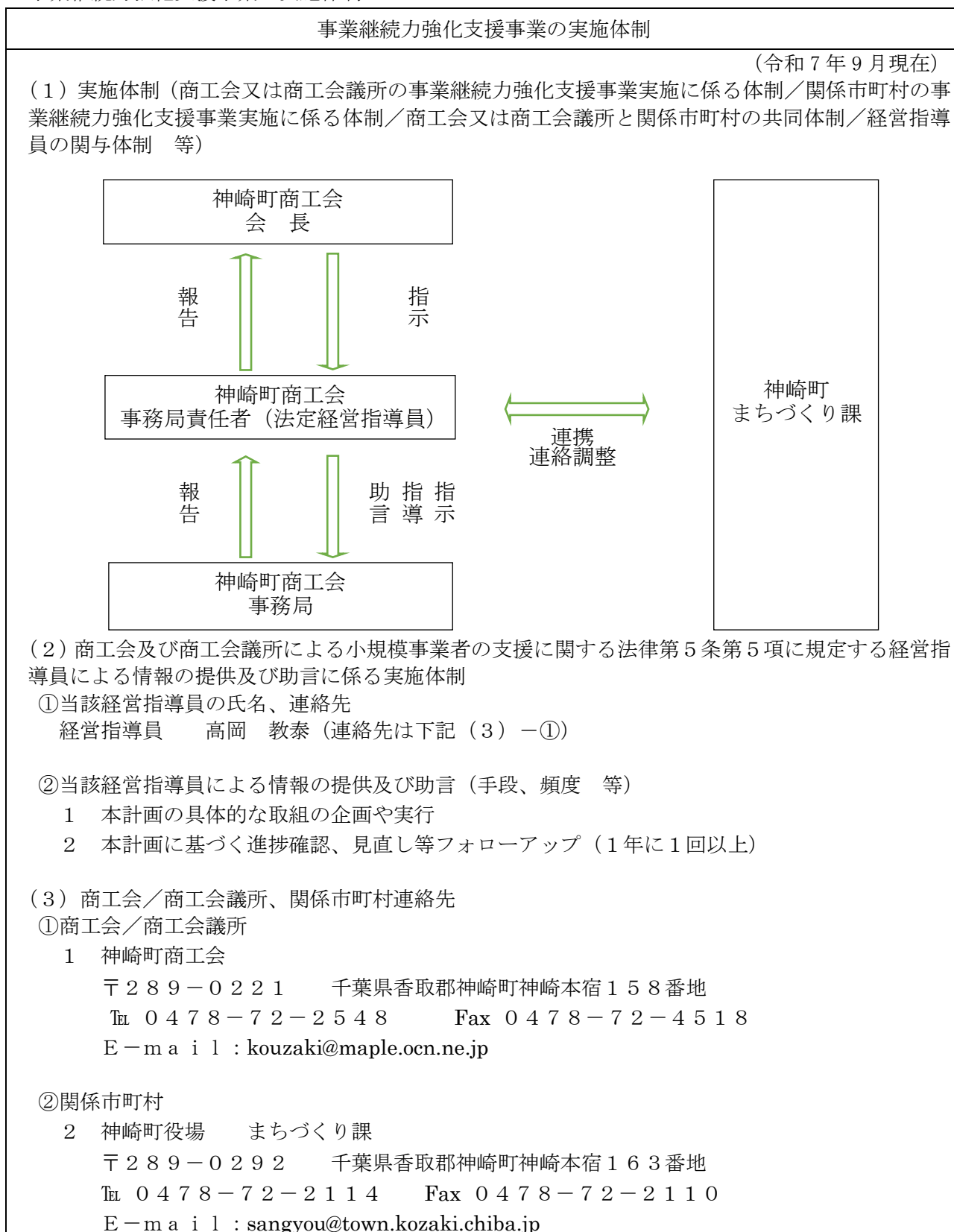
④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・BCP策定個別相談会開催費・通信費他	190	190	190	190	190
・防災備品・感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。